

もっと買って応援！よなごプレミアム付商品券取扱店募集要項

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に影響を受けている事業者を支援するため、消費喚起を目的とし、よなごプレミアム付商品券事業において、当該商品券の取扱店舗を募集します。

2. 商品券の概要

(1) 商品券名称：もっと買って応援！よなごプレミアム付商品券
(以下「商品券」という。)

(2) 発行総額：7億円（予定）

(3) 発行部数：100,000冊（予定）

(4) 販売価格：1冊5,000円（額面7,000円）

《内訳》1,000円券×7枚=7,000円

※登録店全店で利用できる商品券です。

※発行部数は購入状況等により減少する可能性があります。

※商品券には通し番号と偽造防止策を施しています。

(5) 使用可能期間：2021年4月16日（金）～2021年8月31日（火）

(6) 購入上限冊数：1人あたり10冊まで

3. 商品券の基本的な取扱い

(1) 商品券は、商品の購入やサービスの提供などの支払いに利用できます。

(2) 商品券を現金化することはできません。

(3) 商品券の額面に満たない利用であっても、つり銭を出してはいけません。不足分は現金等で受け取ってください。

(4) 使用可能期間を過ぎたものや、裏面に他店の店名等が記入されたものは受け取らないでください。

(5) 商品券の紛失、盗難について、市はその責を負いません。

4. 商品券の利用対象とならないもの

(1) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）

(2) 国・地方公共団体への支払（税金、国民健康保険料等）

(3) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

(4) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

(5) 事業活動に伴う経費の支払い

(6) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い

- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第5項に該当する営業に係る支払い
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) 商品券の交換又は売買
- (11) その他、米子市が指定するもの（米子市指定ごみ袋等）

5. 取扱店の応募資格

- (1) 米子市内に立地する店舗・事業所がある者
- (2) 本募集要項を遵守でき、下記のいずれにも該当しない者
 - 4で定める商品券が利用できない商品・サービスのみを取扱う者
 - 特定の宗教・政治団体と関わる場合や、公序良俗に反する営業を行っている者
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - スーパーマーケット、ドラッグストア、ディスカウントストア、コンビニエンスストア、100円均一ショップ、ホームセンターその他これらに類する店舗等、また、家電量販店、全国チェーンの衣料品や家具の小売店舗

6. 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが分かるよう、市が配布する「よなごプレミアム付商品券取扱店掲示ポスター」を利用者の目に付きやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が商品券を持参したときは、受け取る前に正規のものであるか、また、裏面に他店名の記入がないか等を確認の上、商品券額面分の商品の販売、サービス等の提供を行ってください。ただし、差額が生じる場合につき銭は支払わないでください。
- (3) 利用期限である2021年8月31日（火）以降、利用者から商品券を受け付けないでください。
- (4) 明らかな偽造等の不正利用の疑いがあるときは、商品券の受け取りを拒否するとともに速やかに市に申し出てください。
- (5) 取引により商品券を受け取った時は、他店での再利用を防止するため、必ず裏面の所定欄に直ちに店名等を記入（スタンプ可）してください。
- (6) 商品券の交換、譲渡、転売は行わないでください。使用可能期間内において使用された商品券のみ換金可能です。
- (7) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に利用しないでください。
- (8) 自ら商品券を購入し、自店舗で使用したかのように偽る等の不正行為は堅く

禁じます。

- (9) 使用済み商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の負担とします。
- (10) 取扱店の登録事項に変更があった時は、速やかに届け出てください。
- (11) その他市からの指示を遵守してください。

7. 取扱店の登録手続き

(1) 申込み方法

登録を希望する事業者は公式ホームページからの登録申請をお願いします。

よなごプレミアム付商品券公式ホームページ

<https://yonago-syohinken.jp>

- ※ スムーズな事務手続きを進めるために、できる限り公式ホームページからの登録をお願いします。
- ※ 公式ホームページから登録ができない場合は、「よなごプレミアム付商品券取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、ファックスでお申込ください。

(2) 申請書の提出先

米子市プレミアム付商品券事務局（㈱ジョイアーバン内）

〒683-0812

鳥取県米子市角盤町1-27-6（アルファビル1階）

TEL:0859-22-1332 FAX:0859-22-8175 ※FAX番号は㈱日本旅行です

(3) 募集期間

2021年3月12日（金）から随時

- ※ 使用可能店舗一覧に印刷されるのは、3月26日（金）までに登録手続きを終えた事業所になります（商品券販売時に配布予定）。
- ※ 3月27日（土）以降の登録は公式ホームページ上のみの掲載となります。

(4) 取扱店の承認

申込後、市で審査を行い、取扱店として承認します。

(5) その他

- ① 登録料は不要です。
- ② 市内に複数の店舗等があり、それぞれ取扱店として登録を希望する場合は、店舗ごとに申請書を提出してください。
- ③ 取扱店マニュアル、商品券見本等の資材は後日登録住所宛に配布します。

8. 商品券の換金

(1) 換金方法

使用済み商品券の裏面に店名を記入等した上で、原券を封筒に入れて、換金手続センターに郵送または、持参してください。送料は事業者負担でお願いいたします。後日、換金額を登録口座に振り込みます。

※ 換金手数料や振込手数料はかかりません。

※ 口座振込以外の換金はいたしません。

(2) 換金期間

2021年4月16日(金)から2021年9月9日(木)まで

※ 換金期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても換金できません。

(3) 換金日程

口座振込は毎月2回(9日、24日、土日祝日の場合は翌営業日)です。その日から起算して10営業日前までに事務局に申し出があったものについて、取扱店の登録口座に振り込みます(別記1参照)。

9. 取扱店の取消

取扱店が本募集要項に違反すると認められる場合は、換金の拒否や直ちに登録を取り消すとともに、店舗名の公表及び損害金の返還請求等を行うことがあります。

別記1：プレミアム付商品券換金代振込スケジュール

回数	振込予定日	換金申込日(土日祝日休業)
1	5月10日(月)	4月16日(金)～4月21日(水)
2	5月24日(月)	4月22日(木)～5月11日(火)
3	6月9日(水)	5月12日(水)～5月27日(木)
4	6月24日(木)	5月28日(金)～6月11日(金)
5	7月9日(金)	6月12日(土)～6月28日(月)
6	7月26日(月)	6月29日(火)～7月9日(金)
7	8月10日(火)	7月10日(土)～7月27日(火)
8	8月24日(火)	7月28日(水)～8月11日(水)
9	9月9日(木)	8月12日(木)～8月27日(金)
10	9月24日(金)	8月28日(土)～9月9日(木)

<お問い合わせ先>

米子市プレミアム付商品券事務局 (株)ジョイアーバン内)

〒683-0812

鳥取県米子市角盤町1-27-6 (アルファビル1階)

TEL:0859-22-1332 (平日10:00~17:00 土日祝を除く)